

青梅市民会館条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月2日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市民会館を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市民会館条例を廃止する条例

青梅市民会館条例（昭和41年条例第36号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(青梅市視聴覚ライブラリー条例の一部改正)

- 2 青梅市視聴覚ライブラリー条例（昭和47年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東京都青梅市上町374番地」を「東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1」に改める。

第5条中「次のとおりとする」を「青梅市の休日を定める条例（平成元年条例第26号）第1条第1項各号に掲げる日とする」に改め、同条各号を削る。

青梅市民会館条例を廃止する条例付則による改正に関する新旧対照表

○付則第2項による改正（青梅市視聴覚ライブラリー条例（昭和47年条例第39号））

改正後	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 青梅市の学校教育および社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定にもとづき、青梅市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を<u>東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1</u>に設置する。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 視聴覚ライブラリーの休館日は、<u>青梅市の休日</u>を定める条例（平成元年条例第26号）第1条第1項各号に掲げる日とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 青梅市の学校教育および社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定にもとづき、青梅市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を<u>東京都青梅市上町374番地</u>に設置する。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 視聴覚ライブラリーの休館日は、<u>次のとおりとする</u>。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とする。</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月3日まで</u></p> <p>(3) <u>12月29日から同月31日まで</u></p>	